

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>先日は、研修旅行、大変お世話になりました。お疲れでした。今日は、この総会終了後に研修会を予定しておりますため、ちょっと時間が変更になりましたけれども、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第 163 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員の過半数が出席されておりますので、本会が成立いたしておりますことを報告いたします。</p> <p>続きまして、議事録署名人ですけれども、小野地区の宮内委員、久谷地区の池田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、1号～11号、11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、まず、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>通常、解約通知の場合は、地区審査の後、総会で決定をいただきますが、今回は、農地法第5条の届出と併用でございましたので、地元委員の了承をいただいて、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは、御報告します。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から、議案第1号について説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年9月26日～10月25日に専決処理した案件は13件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら13件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地8件、2,801平米、商工業用地5件、2,439平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年9月26日～10月25日に専決処理した案件は18件で、届</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 18 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 14 件、8,546 平米、商工業用地 4 件、4,126 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第 3 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>お手元の審査基準 1 号～7 号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1 番、譲受人の株式会社エイジングウェルは、介護サービス・障がい福祉サービスを主な業務とする株式会社でございます。このたび、解除条件付の使用貸借権設定により、本申請地を借り受けようとするものでございます。</p> <p>なお、本案件は、新規に農業経営に参入しようとする案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2 番、譲受人は、農地約 32 アールを耕作する社会福祉法人でございます。平成 25 年 12 月 11 日付の 3 条許可にて、就労継続支援 B 型事業により賃借していた本申請地を、農業経営の安定化を図りたいとして、</p>

今回、取得しようとするものでございます。

3番、譲受人は、農地約35アールを耕作する農業者でございます。このたび、基盤強化促進法にて平成27年9月から使用貸借している本申請地を取得し、農業経営の安定化を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約132アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得しようとするものでございます。

5番、譲受人は、東温市で農地約69アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、本申請地を取得し、規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約19アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、規模拡大を図るため、自宅及び自作地に隣接する本申請地を取得しようとするものでございますが、許可後の経営面積が30アール未満となる案件でございます。

通常、許可後の経営面積が30アール以上にならないとすれば許可基準を満たしておりませんが、本案件は、例外許可事由の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作に供しているものが権利を取得すること。」というところに該当いたしますので、許可やむを得ないものと判断されます。

なお、本案件は、例外許可事由に該当するため、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、譲受人は、新規農業者でございます。このたび、本申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

また、現在、譲受人は、今治市内に居住しておりますが、今回の申請に当たり、河野地区に借家を借りることとなっております。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、9番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。このたび、8番の本申請地を借り受け、また、9番の本申請地を贈与で取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、譲受人は、農地約122アールを耕作する農業者でございます。このたび、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでござ

	<p>ざいます。 以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありました。 それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番は、所在地が浮穴地区でありますので、南委員、お願いいたします。</p>
南 耕 一 委 員	<p>それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、日の出町に本店を構えている法人で、障害者総合支援法における障害福祉サービス事業を実施するため、井門町の農地に使用貸借権を設定するとして申請に及んだものです。 地元委員として内容の審査を行いました。農地が適正に耕作されない場合は契約を解除する旨の条件も付されており、また、地域との調和も図るとのことから、これを了承しました。なお、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。 次に、住所地が拓南地区でありますので、大西委員からお願いいたします。</p>
大 西 良 和 委 員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、日の出町に本店を構えている法人で、障害者総合支援法における障害福祉サービス事業を実施するため、今般の申請に及んだものです。 本件は、新規農業の案件であり、本店所在地の地元委員として内容の審査を行いました。農業への意欲も感じられたため、これを了承いたしました。なお、本会での審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。 次に、6番ですが、所在地・住所地ともに河野地区でありますので、</p>

中川均会長代理	<p>中川委員からお願いいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人は、河野地区にお住まいでありまして、農地約 19 アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、河野地区におきまして、農地を取得したいと本申請に及んだものですが、事務局から説明がありましたように、譲受人は、許可後の経営面積が 30 アール以上になりませんが、申請地の位置や高低差・進入について審議したところ、譲受人が一体で耕作するのが効率的で一番いいのではないかと判断いたしましたので、地区審査では了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、7 番です。所在地が粟井地区でありますので、梶野委員からお願いいたします。</p>
梶野宰委員	<p>それでは、7 番と 8 番と 9 番は、粟井地区の案件で一緒ですので、一括で説明させてもらいます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、よろしく。</p>
梶野宰委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>7 番の譲受人は、先ほど事務局から説明がありましたように、今治市にお住まいです。このたび、粟井地区にて農地を取得し、農業経営を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>続きまして、8 番、9 番の譲受人は、朝美地区にお住まいです。このたび、粟井地区にて農地を取得及び借り受け、新規で農業経営を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>地区審査において、農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地区審査では了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、8番と9番の住所地が朝美地区でありますので、余土地区の森委員からお願いいたします。</p>
森 映 一 委員	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、朝美地区に居住しております。このたび、粟井地区にて農地を取得及び借り受け、新規に農業を始めようと本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の地区審査においても、営農体制や労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲等も十分に感じられましたので、住所地の地区審査では了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員からの説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤 久 壽 基 次 長	<p>はい。まことに恐れ入りますが、御審議いただく前に、議案の訂正を1カ所お願いいたします。1番の地区の欄で、「粟井」の下に、「北条」と記入していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、金融業を営む兼業農家でございますが、平成14年及び15年当時、農地法の許可を得ず、本申請地へ広告看板を設置していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p>

	<p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は夫婦で、現在、両親と同居しておりますが、現居宅が何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より譲り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>2番、3番は、同一事業者が隣接する申請地で転用行為を実施する案件ですので、一括して御説明いたします。本件受人は、各種社会福祉事業を行う法人でございますが、このたび、地域の社会福祉向上のため、2番で障がい児通所支援施設を、3番で小規模多機能型居宅介護施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでござい</p>

ます。

本申請地の農地区分は住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

なお、2 件あわせて申請面積が 1,000 平米以上となる案件でございますので、後ほど、一括して地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、父親と同居し、農地約 165 アールを耕作する兼業農家でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地の渡人である夫と共有の農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、左官業を主な業務とする法人でございますが、既存の駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、作業車及び従業員車両の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、現居宅が何かと手狭なことから、このたび、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、各種鋼材の販売を主な業務とする法人でございますが、事業拡大に伴い、既存の駐車場が手狭で事業に支障を来していることから、新たに本申請地を賃借し、大型トラック等の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は夫婦で、両親と同居し、農地約 47 アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、このたび、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、自動車修理業を主な業務とする法人でございますが、平成19年頃より、農地法の許可を得ず、本申請地を借り受け、修理車両の露天駐車場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された4メートル以上の道路の沿道で、おおむね500メートル以内に教育施設・医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

10番、本件受人は両親と同居し、農地約30アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を祖父より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

11番、本件受人は、市内鴨川二丁目に居住しておりますが、このたび、新たな収入の確保を図るため、本申請地を父親より譲り受け、太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所北条支所河野出張所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を父親より借り受け、個人住宅を建築したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番と3番は、同一事業者の関連する案件でありますので、あわせて、小野地区の家久委員、お願いいたします。

家久英雄委員	<p>はい、それでは、御説明を申し上げます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請者は、福祉事業の運営を行っている法人でございます。このたび、介護・障がい者支援施設が不足している小野地区において、地域のニーズに応えるため、小規模多機能型居宅介護施設及び障がい児通所支援施設を新築したく本申請に及んだものでございます。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことでございますので、地元としては了承したわけでございますが、なお、本会での御審議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、11番は河野地区でありますので、中川委員、お願いいたします。</p>
中川均会長代理	<p>はい。先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人はパート勤務をしており、将来的な収入源を確保したいということで、本申請に及んだものでございますが、被害防除等について審査したところ、隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことでございますので、地区審査では了承いたしました。本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち、1番</p>

につきましては農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。

次に、議案第7号、「平成29年度第8号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

片山剛主査

はい、それでは、御説明いたします。

本日の案件38件のうち、使用貸借権の設定は36件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、38万2,640.98平米です。その内訳は、新規が359筆、更新が6筆、贈与が2筆、売買が1筆となっています。

案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1の譲受人は、約906アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、約361アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号3～25及び番号27～34の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、あわせて、農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。

番号26の譲受人は、約94アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号35及び36の譲受人は、約183アールを耕作する農業者で、新たに、また、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号37の譲受人は、約158アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号38の譲受人は、約709アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成29年11月15日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第7号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第8号では、この利用権設定がされた農地を農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>なお、意見を求められた農地は、全部で331筆、総面積は34万530.60平米で、設定する権利は全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は平成30年1月中旬の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御意見・御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山 剛 主査</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作されています。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年9月26日～10月25日に専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら20件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」議題といたします。</p> <p>なお、ただいまから事務局の方から説明がありますけれども、本件の中身が、説明のみでは現地の状況など非常にわかりづらい点があるかと思えます。既に、皆さんのお手元に、事務局から写真であるとか資料をお配りしていると思えますけれども、これらを参考に事務局の説明を聞いていただいたらと思えます。</p> <p>じゃあ、事務局、説明をお願いいたします。</p>
上岡修主任	<p>はい、失礼いたします。それでは、説明させていただきます。</p> <p>本議案は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査にて、農地法第2</p>

条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地について、松山市が農業委員会に対し判断を求めてきたものです。判断を求められた日付は11月6日、松山市長名で判断を求めてこられています。

本件に関する事務処理は、農林水産省経営局長通知に、その手続や判断基準が定められています。手続について簡単に説明をさせていただきます。

まず、松山市から農業委員会に対して、「農地」に該当するか否かの判断依頼がされます。

次に、判断依頼をされた農業委員会は、対象地の所有者等に対し、「農地」に該当するか否かの判断をすることを通知します。この通知は、先日、11月7日に送付を済ませました。

続いて、農業委員等による現地確認を行った後、対象地が「農地」に該当するか否かについて、農業委員会総会の議決で判断することとされています。この農業委員等による現地確認であります。先日、11月6日、今回の判断対象地は小野地区の北梅本町でありますから、小野地区の宮内委員及び家久委員、そして渡部泰明会長、お三方に御同行いただきまして、現地の調査を実施いたしました。その節はありがとうございました。その前の段階の調査として、10月27日にも事務局で調査しております。そして、総会の議決で判断するというのは、まさに今回のこの場でございます。

そして、総会で「農地」に該当しない旨の議決がされると、松山市に対してその旨を回答するとともに、各所有者に対しても非農地であることの通知を発出し、法務局・愛媛県等、関係機関に非農地であることの一覧を送付します。

また、「農地」でなくなりますので、農地台帳からも当該地を削除するというような手続がされます。

以上が、規定されている手続の概要です。松山市農業委員会においても、当該通知に沿って進めてまいりたいと考えております。

一方、「農地」に該当するか否かの判断基準については、通知に、耕作放棄地のうち、「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」または「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」は、農地法第2条第1項の「農地」に該当

しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする。」とされています。

この判断基準は、農林水産省からの通知、「農地法の運用について」の内容とも一致しております。

言葉ではわかりづらい点多々あるかと思しますので、お手元の資料をごらんいただければと思います。非農地とはどういうものかということ、平成27年10月に農林水産省が示した資料です。この資料の左側には、外見から見てこうしたものが非農地であるというふうな例が載っておりまして、右側には、「具体的な考え方」として、具体例①、「土地が森林の様相を呈しているなど」の部分、「森林化や原野化による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合」、とあります。

続いて、開墾に匹敵するような場合の具体例も示されており、「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成（田）、畦築立（田）、客土、土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合」。こうした開墾に匹敵するような条件整備をしないと農地には戻らないというような土地が非農地であると、いうふうな基準が示されておるわけです。

今回、①を説明させていただいたんですけれども、②についても今後扱う可能性がありますから、この機にお目通しいただければと思います。

このことを踏まえて、今一度、本議案の内容について御説明いたします。

今回、松山市から依頼のあった判断対象地は、議案記載の5筆、全て小野地区、北梅本町の農地です。面積は合わせて16,685平米でございます。土地の場所については、道路買収の際に作られた周辺土地の地積測量図が法務局に備えられておりましたことから、位置の特定はできております。

なお、これら5筆は、議案書にもあるとおり、全て農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地でありますけれども、この青地農地に対して、仮に非農地判断をしたとして問題があるかどうか、愛媛県農政課に問合せをいたしました。それで、非農地判断をすとしても直ちに問題になることはない、現況が非農地であれば非農地判断も差し支えない旨、愛媛県農政課に確認済みです。

現況については、お手元の写真、資料1～資料2-5をごらんになってください。平面なので、どうしてもわかりづらい点はあるかと思いま

す。非農地かどうか判断する中で、事務局が誘導するとか所感を述べるということは避けたいので、端的に写真の写っている場所がどういった状況にあるか、状況の御説明だけはさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、写真の見方から御説明します。資料1、これは、現場の位置関係を確認する航空写真としてお使いいただけようかと思えます。地番の若い順から説明していきたいと思うんですけれども、この航空写真の真ん中あたりにある、左の方に建物が三つ並んでおる土地、北梅本町乙389番3、ここから説明をさせていただきます。この資料が2-1になります。2-1をごらんになっていただければわかるように、土壌の露出している部分もありますし、雑木の繁茂はないか、あってもごく一部というふうなことが見てとっていただけようかと思えます。こちら資料1番、道路から農地に向かって撮影しているんですけれども、ちょっとわかりづらい資料で申し訳ないんですが、御不明な点はまたお問い合わせください。

次に、北梅本町乙389番4、先ほど見ていただいた農地の北に隣接する農地ですね。これが、資料2-2になります。道路際から撮ると、^{かん}灌木というんでしょうか、あるいは雑草と低木の間のような草が、非常に高く繁茂しておりまして、原野になっているのじゃないかなというふうな一般的な感覚を持つんですけれども、この裏側ですね、航空写真でいうところの資料⑤、⑥、この角度から撮った写真が資料2-3なんですけれども、わかりづらくて申し訳ありません。こちら見ていただければ、雑草が繁茂している程度だというふうに事務局としては感じております。なので、道路際から撮ると、雑草、非常に高いものが生えておるんですけれども、それがいわば生垣のような形になっておって、奥側はこういうふうに雑草が生えておったりとかいうような状態であるということがおわかりいただけようかと思えます。

その次にですね、その北側、北梅本町乙389番6、資料でいうところの2-4なんですけれども、写真⑦、⑧。こちらですね、雑草が繁茂している程度というふうに見受けられます。キウイの棚なども残置されておりました。

そして、航空写真でいうところの一番南側、左開きの扇形のような土地の形の分、これが北梅本町乙390番1なんですけれども、資料でいうところの2-5、写真⑨、⑩です。道から写真を撮っておりまして、手前側は雑草の繁茂という状態であるけれども、奥側は高木、高さは具体的にメジャーなどで測っておりませんが、数メートルの樹木が繁

	<p>茂しておるという状態です。</p> <p>そして、航空写真ではもう一筆、一番東側に、北梅本町乙 397 番の土地があるんですけども、これは、現地立入り困難でございました。なので、近接した写真がございません。ただ、航空写真の状況と、残りの 4 筆との位置関係から見ても、残りの 4 筆よりも農地性が高いというふうには考えにくいかなと。さらにほかの 4 筆よりも山側なので、これよりも荒廃している、森林の状況にあるのではないかというふうに見受けております。</p> <p>「農地」に該当するか否か、事務局が積極的に、ここは「農地」である、ここは「農地」でないと思います、というふうに所感を述べることは差し控えさせていただきまして、これから御審議いただければというふうに思います。御審議いただく中で御不明な点があれば、何なりとおっしゃっていただければと思います。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局の方から、議案第 11 号につきまして説明がありました。</p> <p>今回、このように非常に厳しい判断を農業委員会として求められておるわけですけども、今の説明であるとか、この議案について、委員の方で何か、御意見であるとか質問であるとかございましたら、ぜひ発言をしていただけたらと思います。</p>
松下 長生 委員	<p>すみません。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下 長生 委員	<p>非農地になった場合はどこの所管になるんですか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>事務局。</p>

上岡修主任	はい。非農地判断をするか否かは、農業委員会で扱うこととされています。
松下長生委員	だから、非農地になった場合にどこの所管になるのか、例えば森林組合扱いになるのか、そのあたりのことを教えてほしいんですが。
上岡修主任	はい。現況に応じて法務局が判断することとはされておりますけれども、一般的に、山林・森林化していて非農地判断をした場合には山林と、あるいは、原野化していて再生困難な荒廃農地として判断した場合は原野と、いうふうに地目変更がなされると考えております。
藤久壽基次長	ちょっとよろしいですか。
渡部泰明会長	はい、どうぞ。
藤久壽基次長	<p>ちょっと補足説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員会が非農地判断をすれば、農地法の制限を受けない土地になります。そして、現在は農用地ですが、農業委員会が非農地判断をすれば、積極的に農用地除外しなさいよという国の方針ですので、おそらくされるんじゃないかと。</p> <p>もし、農用地除外もすれば、農地法の制限のない、農振法の制限のない、ほかの法律は別にそのままですけど、そういう扱いの土地になります。</p> <p>ですから、その土地をどこが所管するかというのはちょっとわかりませんが、要は、その二つの制限がなくなってしまうと。</p> <p>都市計画法上の開発許可があるんなら、その開発許可の制限はずっと残ったまま。露天もので使うんなら、自由に使える土地ということになるかと思えます。</p> <p>これぐらいでよろしいでしょうか。</p>

渡部泰明会長	<p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
渡部泰明会長	<p>小野地区の農業委員、何かございませんか。</p>
家久英雄委員	<p>11月7日に現地を見ましたわけですがけれども、私個人的には、一部はもう原野になつとるから、まあ認めてもええとは思いますがけれども、小野地区としては、この案件をいいですよとなったら、こういう案件が続いて出てきやすまいかなという心配をするわけですが。</p> <p>うちの小野地区も大体、昔はミカンをだいぶ作つとって、今はもう原野に近い所がいっぱいあります。</p> <p>ほやから、今回これを許したら、また後から順に対な案件が出てくるような気がして、私個人的には反対です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、家久委員からお話がありましたけれども、反対するとか賛成するとかそういうふうな、極端な言い方をすればそうであろうかと思えますけれども、「農地」であるか否かの判断、これは非常に厳しい判断になるかと思えますし、今回はたまたま小野地区で出てきましたけれども、今後出てくる可能性もあるだろうし、次に事例が出たときの判断基準にもまた大きな影響が出ようかと思えます。</p> <p>それで、これ提案なんですけれども、今日の総会では結論を出さないで一応保留の形をとって、できましたら、写真と地図だけでなくて現地を見ていただいて、それで判断をするのも一つの方法ではないかと思えますけれども、委員方いかがでしょうか。</p> <p>〔松下長生委員挙手〕</p>

渡部泰明会長	はい。
松下長生委員	<p>今言われましたように、地元の委員方もあのような意見ですし、家久委員自体が改良区の理事長をされてますので、改良区の方の、例えば賦課金の徴収であるとか、水路の問題であるとか、農道の問題とかも入ってきますので、そのあたりのところももうちょっと控えてもらって答えてもらったらどうかなと思いますけどね。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>すみません、この現地を見ていただくことについて、事務局と打合せをさせていただきますので、ちょっとお待ち願えますか。</p> <p>〔渡部泰明会長と事務局が打合せ〕</p>
渡部泰明会長	<p>すみません、大変お待たせいたしました。</p> <p>今日が11月10日なんですけれども、1週間向こうの17日の金曜日、午前10時から現地集合・解散ということでようございませうか。現地は北梅本町の農業指導センター。御存知ない方もいらっしゃるよな。</p> <p>できれば現地へ直接行っていただきたいのと、どうしても、役所までは来れるけれども、これから先は役所の方で足を確保してくれという方がいらっしゃるましたら、御相談には応じたいと思います。</p> <p>そして、今日の11号議案を保留にしますと、1号～10号は議決・承認。11号は、できましたらあんまり時間もかけたくないの、17日に指導センターの会議室で臨時総会を開いて審議するという流れにしようかと思っておりますけれども、承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔梶野宰委員挙手〕</p>
渡部泰明会長	はい。

梶野 宰 委員	<p>これ何年ぐらい放置しとんですか。</p> <p>今、農家が高齢化して行って、仮に農業を後継者に継がそうと思っても採算がなかなかとりにくい状態で、すごく荒れてるんですよ。</p> <p>それで、私のところへもよく、このミカン山を何とか、畑やなしに山林にしてくれやと、頼むわと、こういう話が結構あるんですけど、その折に私が事務局に行った場合に、これはやっぱり木が生えとつても 20 年やそこらはたつたらなんだから、これなかなか、農地やから認めることはできんぞと、こういう話を聞いているんですよ。ほやから、私もそれに従って、20 年もたつたらせんをやけん無理、無理。何とかせいと、こう言ってるんですよ。</p> <p>これぐらいの状態なら、私、非常に助かりますから粟井でも相当出してくれますよ。一部は山林になつとるけど、これでええ言うたら、今までの話からいうたら、これは非農地にできんと思います。そこの判断を、市議会が言うてこようと市長が言うてこようと何が言うてこようと、これはちょっと難しいと思いますよ。これするんなら、私、粟井からなんぼでも出してくれます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>今、初めに事務局から説明がありましたように、今回、5 筆出てきておりますけれども、5 筆が 5 筆とも同じような状態ではありません。</p> <p>それで、事務局の方で、状況を客観的に見た場合の感じを、ちょっと説明してもらいます。事務局、上岡主任。</p>
梶野 宰 委員	<p>ちょっとそれよりね、何年ぐらい放置しとんですか。それが大事なんですよ。</p>
上岡 修 主任	<p>失礼いたします。</p> <p>細かな年数については、錯誤があつたら申し訳ありません。</p> <p>まずは、地番の若い順に説明させていただきます。北梅本町の真ん中ですね、389 番 3。これはですね、多面的な交付金の支払いを受けておりまして、荒廃されてから何年もたっておりません。まだ耕作放棄の状態になっていないというふうにも捉えられる場所ではないかというふうに思います。ちなみに遊休農地というのは、耕作放棄地とか荒廃農地とかいろんな呼び方ありますけれども、1 年以上ほつたらかされたもの</p>

	<p>を呼びます。という感度から見ても、これは当たらないというふうに考えております。</p> <p>389番4、389番6、ここについては数年というところでしょうか。もちろん何年から放棄されていたということは御存知ないかと思うんですけれども、この程度の荒れ方は、これまでパトロールしよる感じやと、2、3年かなと思うんですけれども、いかがでしょうか、地元の委員、すみません。</p>
宮内祥二郎委員	<p>10年ぐらいはたつとると思います。</p>
上岡修主任	<p>わかりました、北側のこの2筆については10年ほどたっているという事ですね。失礼しました。</p> <p>そして、一番南側の扇形の農地。これは十数年たっているというふうに聞いた記憶がございます。</p> <p>そして、東側の農地。これも同じかそれ以上放置されているような状態だというふうにお伺いしております。</p> <p>すみません、2筆について年数に錯誤があり申し訳ありませんでした。以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>梶野委員、よろしいでしょうか。</p>
梶野宰委員	<p>さっき言った私の話からいうたら、これは認めたらおかしいことになりますよ。</p>
渡部泰明会長	<p>何度も言いますけれども、5筆をまとめた話ではありません。</p>
梶野宰委員	<p>別々であってもね、この航空写真を見たらある程度わかります。なかなか難しいと思います。これを仮に認めていただいたら、粟井は助かります。</p>

渡部泰明会長	話をもとに戻すと、要は、この場で「農地」にするかしないかの結論は非常に難しいかと思うんです。それでなお、その答えを出す前に委員方にじかに見ていただいて、その上での判断にしたいというのが、私が今言ったようなことなんです。
梶野宰委員	ただ、判断をする場合に、この方が何の目的で、もう耕作することができない状態なんですか。ほかに何かあるんですか。できんから放任園になっとるだけですか。
渡部泰明会長	わかれば、それも確認はしたいと思います。 それでは、今日、皆さん方、研修は残っていただけますでしょうか。研修が終わるまでに、事務局の方で現地の地図とかそういうふうなものもできれば準備して、足の確保も相談に乗りますので、そのあたりも、また研修会が終わってからしていただいたらと思います。
梶野宰委員	事務局で私らが20年とかいう話を聞いとりますけどね、これ事務局が見たらいっぺんでわかると思いますよ。見に行つて通せるような話ですか。本音の話をしてみてくださいや。
渡部泰明会長	梶野さんもぜひ行ってください。
梶野宰委員	私、ちょっと行けんのですよ。
渡部泰明会長	梶野さん、行ってくださいよ。
梶野宰委員	まあ、それを参考にさせていただきますので、よろしくお願いします。
渡部泰明会長	それではですね、締めますけれども、議案の1～10号は議決されま

	<p>した。承認ということです。そして 11 号、「農地」か否かの件については保留。そして、17 日にもう一度総会を開いて判断をしていただくと、こういうふうなことにいたします。</p> <p>あと、事務局の方、連絡事項があったら手短に。</p>
片山剛主査	<p>すみません、連絡事項がございます。</p> <p>先日、委員視察研修に御参加いただきました委員の皆様、旅費に関する領収書への押印のために、本日、御印鑑をお持ちいただくよう御案内しておりましたので、お手数をおかけするんですが、終了後に領収書をお持ちしたいと思っておりますので、またお声がけいただいたらと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>また、机の上に委員視察研修の際の写真をお配りしております。これは、山本委員と池田功委員に撮影していただいたものでございます。お持ち帰りください。</p> <p>あと、委員視察研修を御欠席された委員の皆様には、机の上にお土産がございますので、お持ち帰りいただいたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p> <p>17 日の 10 時からと言いましたけれども、もう今日の時点で出られんと、ほかに予定を組んでおるので欠席がはっきりしていらっしゃる方、おりますか。</p> <p>現地を見ることについてはどうこうないんですけれども、現地を見た後、センターの会議室で総会をやる前に過半でなければ総会いうものは成立しませんので。また改めての総会になるので。ちょっと厳しいか。極力出ていただきたいというのが一つ。</p> <p>それと、どうしても人数が少なく、この日に結論を出すのはふさわしくないとなれば、また日は延びますけれども、次回の本総会にでもかけるか。そのあたりで、無理に過半数ぎりぎりの段階で決めるのはちょっと避けたいと思っておりますので、そういうふうな進め方をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、今日の第 163 回総会は以上で閉会といたします。</p>

松木晶裕局長	失礼します。 次回の総会ですけども、12月8日、金曜日になります。
梶野宰委員	時間は普通どおりでしょ。
松木晶裕局長	はい、10時半からになります。
梶野宰委員	ここですね。
松木晶裕局長	はい。 御起立願います。礼。

午後2時15分閉会